

案件の内容について

1 会長、副会長の選出について（協議）

<関係資料>

山梨県地域公共交通協議会設置規約

・令和2年11月に地域公共交通活性化再生法が改正され、地域公共交通計画の作成が努力義務となり、また、計画策定が国による乗合バスの運行費補助の要件となりました。そこで、令和4年4月に市町村、バス事業者や学識経験者などで構成する山梨県地域公共交通協議会を設置し、令和6年3月に山梨県地域公共交通計画を策定いたしました。

・本協議会の新たな委員は、同封している名簿記載の皆様をお願いさせていただくとともに、その任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年とさせていただきます。

・また、新たな任期となりますので、山梨県地域公共交通協議会設置規約第5条に規定される会長、副会長の選出を行います。

・つきましては、次の方を選出いたしたいと考えておりますので、御審議をお願いします。

（会長） 早稲田大学 教授 佐々木 邦明

（副会長） 山梨県地域デザイン・新交通基盤推進局 局長 鎌田 秀一

2 監査委員の選任について（協議）

<関連資料>

山梨県地域公共交通協議会設置規約

・山梨県地域公共交通協議会設置規約第14条に規定される監査委員2名の指名を行います。

・つきましては、次の方を指名いたしたいと考えておりますので、御審議をお願いします。

山梨県介護支援専門員協会 会長 那須 美幹

笛吹市企画課 課長 宮澤 まな美

3 協議会へのオンライン参加可否について（照会）

・協議会の開催にあたり、現在事務局ではオンライン+対面のハイブリット形式での開催を検討しております。

・つきましては、協議会へのオンラインでの参加可否について御回答をお願いします。